

乾先生をしのぶ

弁護士 植 松 繁 一

乾昭三先生が入院されて手術を受けられたと、畑中先生から聞きながらお見舞もできない間に先生が幽明境を異にされ、学恩を受けた者として慙愧にたえません。

先生は、立命館大学法学部ご就任以来民法演習をご担当されていましたが、この演習でご指導を賜った者は2千名を優に超えています。私はゼミ生の一人ですが、今日このゼミ生たちは、学界、教育界、法曹界、官界、政財界などにおいて、幅広く活躍しており、これも偏に先生の学恩によるものと感謝しております。

先生がその人生の大半を捧げられた立命館大学は、今日、日本で最も活力のある先進的な大学と称されていますが、その中心にあって指導力を発揮している立命館理事長川本八郎氏は、実は乾ゼミの四期生であり、現在、弁護士として、又調停委員として活躍している名誉教授畑中和夫氏は二期生です。その他実例を挙げれば限りはありませんが、先生のゼミ生は各界において活躍しております。私ども一同は、乾先生のゼミに学んだことを大いに誇りにしております。

先生の学風は、法律の概念を明確にし精緻化することによって、権力的介入・干渉を排し、法律をして市民の砦、国民の盾とするところにあったように思います。いわばこの市民的概念法学ともいうべき立場から、法学というより法術に法律学の本質を見いだしておられました。私は、先生の

ご薫陶をえて、弁護士の道を歩みましたが、弁護士の有志が学問と実践の隙間をうめようと、学者と実務家の研究会をもったときも、先生は喜んで参加してくださいました。先生は大言壮語することなく、着実に法の理念と技術を学生に伝授し、学生が社会の各界において有意の人材となるよう求めておられたものと拝察いたします。

私が法曹界で仕事をするようになってからは、殆どお会いすることがありませんでしたが、先に述べた弁護士会で法学者と法実務家との研究会を持った時、先生にご参加いただき、改めて先生のご薫陶を受けました。昭和58年頃であったと思います、先生が京都府建設工事紛争審査会委員に就任されたとき、私も同委員会の委員になり、先生と実業界の方と私が3人の合議体で仲裁手続をしたことがあります。この合議体の委員長を決める時、先生はあの者静かな口調で、実務家になるべきです、と言われ、恩師を陪席にして審理をしたことがあります。私も緊張して何度もご意見を聞きながら審理を進めていきました。この委員会で一緒に仕事をさせていただいた以降は、たまたま母校の交友大会でお会いする程度でした。

私が、国道を走行中の車が、国道に積雪のため竹がしなって片側斜線に垂れ下がっていたため反対車線に迂回した時、対向車(トラック)と正面衝突し、更に後続車に追突されて運転者が即死した事案の損害賠償請求事件を担当したとき、先生の有斐閣コンメンタルの「国家賠償法」を参考にさせていただいて、国賠法による管理瑕疵責任を認める判決を得たことも一つの思い出です。

生者必滅、会者常離の理ありといえども、先生とお別れするのは誠に残念の極みです。先生のお志は、不肖私どもゼミ生一同常に心に銘記して、学恩に報いなければならないと思います。

亡き乾昭三先生の学恩を偲び、ご教導に尽きせぬ感謝の言葉をささげます。

先生、安らかにお眠りください。